

掛川市告示第35号

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月27日

掛川市長 松 井 三 郎

第3条中「日常生活用具費助成事業」の次に「（以下「事業」という。）」を加える。

第4条中「性能」の次に「、耐用年数」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 既にこの要綱に基づく助成を受けている用具と同一品目の用具（点字図書、ストーマ装具、収尿器及び紙おむつ等を除く。）を購入する場合において、前回の助成を受けた日から別表品目の欄に掲げる区分に応じ、同表耐用年数の欄に掲げる期間を経過していないときは、事業の対象としない。ただし、災害その他の本人の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

品目	性能	対象者		耐用年数	限度額
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	障害者	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者	8年	154,000円
特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	障害者	下肢又は体幹機能障害が1級の者（常時介護を要する者に限る。）	5年	70,000円
	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマットにビニール等の加工をしたもの	障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児及び知的障害者並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として3歳以上のもの		
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	障害者	下肢又は体幹機能障害が1級の者（常時介護を要する者に限る。）	5年	67,000円
	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級で、常時介護を要し、原則として学齢児以上のもの		
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	障害者	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者（入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。）	5年	82,400円

	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、入浴に当たり介護を要し、原則として3歳以上のもの		
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	障害者	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者（下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。）	5年	15,000円
	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要し、原則として学齢児以上のもの		
移動用リフト	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たり容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	障害者	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者	4年	159,000円
	介護者が重度身体障害児を移動させるに当たり容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として3歳以上のもの		
訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として3歳以上のもの	5年	33,100円
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの	8年	159,200円

カーシート	障害者が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	障害者	体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、障害等級2級以上のもの	3年	50,000円
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	障害者	下肢又は体幹機能障害者で、入浴に当たり介助を必要とするもの	5年	90,000円
	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	障害児	下肢又は体幹機能障害児のうち、入浴に介助を要する者で、原則として3歳以上のもの		
便器	障害者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	障害者	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者	8年	29,800円
	障害児が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの		
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者で、必要と認められるもの	3年	12,160円

		障害児	次に該当する者で、必要と認められるもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定された者 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの (3) 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有するもの		
T字状・棒状のつえ	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者で、必要と認められるもの	3年	3,000円
	障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、必要と認められるもの		
移動・移乗支援用具	概ね次の性能を有する手すり、スロープ等であること（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえた強度と安定性 (2) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等	障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	8年	60,000円

	概ね次の性能を有する手すり、スロープ等であること（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）。 (1) 障害児の身体機能の状態を十分踏まえた強度と安定性 (2) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有する者で、家庭内の移動等において介助を必要とし、原則として3歳以上のもの		
特殊便器	障害者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	障害者	上肢障害が2級以上の者	8年	151,200円
	障害児並びに知的障害児及び知的障害者を介護している者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難であると判定された知的障害児及び知的障害者並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの		
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障害者	障害等級2級以上で、かつ、火災発生感知又は避難が著しく困難な障害者	8年	15,500円
		障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児及び知的障害者並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害の程度が1級又は2級で、火災発生感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）		

自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	障害者	障害等級 2 級以上で、かつ、火災発生感知又は避難が著しく困難な障害者	8 年	28,700円
		障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児及び知的障害者並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級で、火災発生感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）		
電磁調理器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害 2 級以上（日常生活上必要と認められる世帯）	6 年	41,000円
	知的障害者が容易に使用し得るもの	障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であると判定された知的障害児及び 18 歳以上の知的障害者		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害が 2 級以上の者	5 年	7,000円
	視覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	視覚障害が 2 級以上の者で、原則として学齢児以上のもの		
聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	障害者	聴覚障害が 2 級以上の者（日常生活上必要と認められる世帯）	5 年	87,400円

視覚障害者用 音声 I C タグ レコーダー	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、I C タグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害 2 級以上の者	5 年	59,800 円
	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、I C タグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上であるもの		
地震防災用具 (障害に関する専門的な知識又は技術を要する用具で一般的に普及していないものに限る。)	地震発災若しくは避難中に障害者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能を有するもの	障害者	障害等級 2 級以上の障害者で、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	—	50,000 円
	地震発災若しくは避難中に障害児・者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児・者の安全を確保する機能を有するもの	障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級 2 級以上の障害児で、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの		

障害者用防災ベスト	地震発災若しくは避難中に障害者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能を有するもの	障害者	障害等級 4 級以上の障害者で、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	—	5,000円
	地震発災若しくは避難中に障害児・者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児・者の安全を確保する機能を有するもの	障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級 4 級以上の障害児で、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの		
障害者用防災リュック	地震発災若しくは避難中に障害者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能を有するもの	障害者	障害等級 4 級以上の障害者で、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	—	7,000円
	地震発災若しくは避難中に障害児・者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児・者の安全を確保する機能を有するもの	障害児	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級 4 級以上の障害児で、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの		
透析液加湿器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	障害者	腎臓機能障害が 3 級以上の者で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	5 年	51,500円
		障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が 1 級又は 3 級で、原則として 3 歳以上のもの		
ネブライザー（吸入器）	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	呼吸器機能障害が 3 級以上又は同程度の身体障害者が必要と認められるもの	5 年	36,000円

	障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児のうち、必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの		
電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	呼吸器機能障害が3級以上の者又は同程度の身体障害者で必要と認められるもの	5年	56,400円
	障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児のうち、必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの		
吸引器・ネブライザー両用器	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で、必要と認められるもの	5年	69,000円
	障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児のうち、必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの		
酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害2級以上（日常生活上必要と認められる世帯）	5年	9,000円
	視覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）		

視覚障害者用 体重計	視覚障害者が容易に 使用し得るもの	障害者	視覚障害 2 級以上の者 (日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	5 年	18,000円
視覚障害者用 血圧計 (音声 式)	視覚障害者が容易に 使用し得るもの	障害者	視覚障害 2 級以上の者 (日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	5 年	15,000円
パルスオキシ メーター	脈拍数と経皮的動脈 血酸素飽和度を測定 でき、障害者が容易 に使用し得るもの	障害者	呼吸機能障害、心臓機 能障害又は同程度の障 害を有する者で、在宅 酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を 装着しているもの (呼 吸器又は心臓機能障害 以外の場合は、医師が 必要と認めたものに限 る。)	5 年	42,000円
	脈拍数と経皮的動脈 血酸素飽和度を測定 でき、障害児及び介 護者が容易に使用し 得るもの	障害児	呼吸機能障害、心臓機 能障害又は同程度の障 害を有する児童で、在 宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を 装着しているもの (呼 吸器又は心臓機能障害 以外の場合は、医師が 必要と認めたものに限 る。)		
携帯用会話補 助装置	携帯式で、ことばを 音声又は文章に変換 する機能を有し、障 害者が容易に使用し 得るもの	障害者	音声機能若しくは言語 機能障害者又は肢体不 自由者で、発声・発語 に著しい障害を有する もの	5 年	98,800円
	携帯式で、ことばを 音声又は文章に変換 する機能を有し、障 害児が容易に使用し 得るもの	障害児	音声機能若しくは言語 機能障害児又は肢体不 自由児のうち、発声・ 発語に著しい障害を有 する者で、原則として 学齢児以上のもの		
情報・通信支 援用具	パーソナルコンピュ ータ用周辺機器又は ソフト等であって、 障害者が容易に使用 し得るもの	障害者	視覚障害が 2 級以上又 は上肢機能障害が 2 級 以上若しくは脳原性運 動機能障害 (上肢機能 障害に限る。)の身体障 害者で、必要と認めら れるもの	4 年	150,000円

	パーソナルコンピュータ用周辺機器又はソフト等であって、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、身体上の障害（視覚障害又は上肢機能障害に限る。）の程度が2級以上のもの又は脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の者で、必要と認められるもの		
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	障害者	視覚障害が2級以上の身体障害者で、必要と認められるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者	5年	10,400円
	視覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	情報の入手を主に点字によっている視覚障害児		
点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	5年	63,100円
	視覚障害児が容易に操作できるもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として就学し、若しくは就労し、又は就労が見込まれるもの		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等で操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	6年	85,000円
	音声等で操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で視覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの		

視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	文字情報と同一紙面 上に記載された当該 文字情報を暗号化し た情報を読み取り、 音声信号に変換して 出力する機能を有す るもので、視覚障害 者が容易に使用し得 るもの	障害者	視覚障害が2級以上の 者	6年	99,800円
	文字情報と同一紙面 上に記載された当該 文字情報を暗号化し た情報を読み取り、 音声信号に変換して 出力する機能を有す るもので、視覚障害 児が容易に使用し得 るもの	障害児	身体障害者手帳の交付 を受けた児童のうち、 身体上の障害（視覚障 害に限る。）の程度が1 級又は2級で、原則と して学齢児以上のもの		
視覚障害者用 音声コード読 み上げ補助ア ダプタ	対応する携帯電話に 接続することで、文 字情報と同一紙面上 に記載された当該文 字情報を暗号化した 情報を読み取り、音 声信号に変換して出 力する機能を補助す るもので、視覚障害 者が容易に使用し得 るもの	障害者	視覚障害が2級以上の 者	6年	4,980円
	対応する携帯電話に 接続することで、文 字情報と同一紙面上 に記載された当該文 字情報を暗号化した 情報を読み取り、音 声信号に変換して出 力する機能を補助す るもので、視覚障害 児が容易に使用し得 るもの	障害児	身体障害者手帳の交付 を受けた児童のうち、 身体上の障害（視覚障 害に限る。）の程度が1 級又は2級で、原則と して学齢児以上のもの		
視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置を読み たいもの（印刷物 等）の上に置くこと で、簡単に拡大され た画像（文字等）を モニターに映し出せ るもの	障害者	視覚障害者で、本装置 により文字等を読むこ とが可能になるもの	8年	198,000円
		障害児	視覚障害児のうち、本 装置により文字等を読 むことが可能になる者 で、原則として学齢児 以上のもの		

視覚障害者用 小型拡大読書 器	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	障害者	視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	5年	28,400円
		障害児	視覚障害児のうち、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの		
視覚障害者用 時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	5年	13,300円
視覚障害者用 ラジオ	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	視覚障害が2級以上の者	5年	29,000円
	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	身体障害者手帳の交付を受けた児童のうち、身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの		
聴覚障害者用 印字型通信装 置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年	25,000円
	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童のうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの		
聴覚障害者用 映像型通信装 置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、緊急連絡、コミュニケーション等の手段として必要と認められるもの	5年	71,000円
	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童のうち、緊急連絡、コミュニケーション等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの		

聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの視覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	障害者	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
	字幕及び手話通訳付きの視覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	障害児	聴覚障害児で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの		
人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	障害者	音声機能障害者その他本装置により発声が可能になるもの	5年	70,100円
		障害児	音声機能障害児その他本装置により発声が可能になるもの		
福祉電話	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	難聴又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの	6年	40,000円
点字図書	点字により作成された図書	障害者	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者	—	市長が必要と認めた額
		障害児	情報の入手を主に点字によっている視覚障害児		

人工内耳用電池	人工内耳用ボタン電池又は人工内耳用充電器及び充電電池	障害者	聴覚障害者で、現に人工内耳を装着しているもの	3年 (人工内耳用ボタン電池を除く。)	人工内耳用ボタン電池にあつては月額2,500円、人工内耳用充電器及び充電電池にあつては44,100円
		障害児	聴覚障害児で、現に人工内耳を装着しているもの		
人工内耳体外機	障害者が容易に使用し得るもの	障害者	聴覚障害者で、現に人工内耳を装着しているもの	5年	200,000円
	障害児が容易に使用し得るもの	障害児	聴覚障害児で、現に人工内耳を装着しているもの		
ストーマ装具	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害者	ストーマ造設者	—	消化器系の装具にあつては月額8,600円、尿路系の装具にあつては月額11,300円
	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児	ストーマ造設者		
収尿器	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害者	高度の排尿機能障害者	—	8,500円
	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児	高度の排尿機能障害のある児童		
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛生用品)	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	障害者	高度の排便若しくは排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	—	12,000円
	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児	高度の排便若しくは排尿機能障害のある児童又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な児童		

居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害者	次に該当する者で、必要と認められるもの (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者で、障害等級が3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。) (2) 視覚障害を有する者で、障害等級が2級以上のもの	—	200,000円
	障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害児	次に該当する者で、必要と認められるもの (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児で、障害等級が3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。) (2) 視覚障害を有する学齢児以上の身体障害児で、障害等級が2級以上のもの		

備考 対象者には、対象者の欄に定める障害者又は障害児に係る障害の程度に類する状態にある難病患者等を含むものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。